

# 令和8年度 いわき市観光地魅力アップ事業費補助金 申請団体等募集案内

## 1 事業の目的

この事業は、本市の観光の中心的な役割を担い、地域経済の重要な基盤となっているいわき湯本温泉郷の観光振興に資するソフト事業に対し補助金を交付するもの。

## 2 補助の対象者

宗教又は政治活動を目的としていない法人、協同組合、任意団体及び民間企業とする。

## 3 補助の期間

1年間

## 4 事業の対象期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）

## 5 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業内容	主な補助対象経費	補助率及び補助限度額
(1) 地域資源を活用し、地域の魅力アップを目的とする事業	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、その他市長が必要と認める経費。	(1) 補助率 補助対象経費の3分の2に相当する額
(2) 観光交流人口の増加を図るためのPR活動を目的とする事業		(2) 補助限度額 100万円
(3) 観光人材育成の推進を目的とする事業		

※ 補助対象事業に対する補助金総額が予算額を超過した場合、調整率を乗じて補助金額を決定します。

※ その他、いわき市補助金等交付規則及びいわき市観光地魅力アップ事業費補助金交付要綱をご確認願います。

## 6 募集期間

令和8年1月27日（火）から2月20日（金）

## 7 提出書類

補助金等交付申請書（第1号様式第4条関係）、観光地魅力アップ事業計画書（第1号様式第6条関係）、収支予算書（第2号様式第3条関係）  
(団体は規約、名簿も提出必要)

※ 補助金等交付申請書等の様式は、市ホームページから取得してください。

## 8 提出先及び提出期限

【提出先】 〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地 市役所本庁舎 5 階  
いわき市役所 観光文化スポーツ部 観光振興課 観光事業係  
[kankoshinko@city.iwaki.lg.jp](mailto:kankoshinko@city.iwaki.lg.jp)  
必要書類を郵送又は e - mail にて提出してください。  
【提出期限】 令和 8 年 2 月 20 日 (金) 17:00 必着

## 9 補助金の採択方法について

提出された補助金等交付申請書については、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、補助金を交付決定します。

※ プrezentation審査について

審査は非公開となります。会場内における録音・写真撮影は禁止します。

## 10 全体スケジュールについて

時期	手続き等 (◆…申請者の手続き等、□…市が行う事務)
1月 20 日から 2 月 20 日まで	◆ 申請書の提出 【提出書類】 <ul style="list-style-type: none"><li>・補助金等交付申請書</li><li>・観光地魅力アップ事業計画書</li><li>・収支予算書</li></ul>
2 月下旬	□ 審査会日程の通知
3 月中旬	◆ プrezentation審査の実施
4 月 1 日	□ 補助採択の決定、団体への通知
事業着手時	◆ 事業着手届の提出
10 月末日	◆ 補助事業等の遂行の状況報告・任意様式による中間報告
事業完了後	◆ 事業完了届の提出 ◆ 実績報告書の提出 ◆ 補助金等交付請求書の提出
補助金等交付請求書及び実績報告書提出後	□ 補助金の交付 (交付請求書提出後 30 日以内) □ 補助金の清算及び補助額の確定

※昨年度までは、事業着手と同時に交付請求～支払いでしたが、今年度から事業完了後交付とします。

## 11 注意事項

- (1) 10 万円以上の発注に当たっては、必ず 2 者以上の見積を取ってください。補助対象額を算定する際、実際に購入した金額と相見積の金額を比較して、低い方の金額が補助対象額となります。相見積書がない購入等は補助対象外となる場合があります。
- (2) 事業の実施については、市議会令和 8 年 2 月定例会における令和 8 年度当初予算案の成立が前提となっております。

### 【お問い合わせ先】

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地 市役所本庁舎 5 階  
いわき市 観光文化スポーツ部 観光振興課 観光事業係  
電話 0246-22-7477 FAX 0246-22-7581  
e - mail : [kankoshinko@city.iwaki.lg.jp](mailto:kankoshinko@city.iwaki.lg.jp)